



那企資第 114 号

令和 6 年 10 月 2 日

公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会
会長 渡久地 政彦 様

那覇市長 知念 寛



システム標準化に伴う固定資産証明発行業務の見直しに係る周知依頼について

日頃より、本市の税務行政につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、私ども地方公共団体では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」
及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、令和 7 年度末まで（本市
においては令和 8 年 1 月予定）の税務システム標準化に向けて、システム改修等の作業
に取り組んでいるところでございます。

また、本市と那覇地方法務局との間において、地方税法第 422 条の 3 に基づく固定資
産評価額の通知を電子化し、本市から那覇地方法務局へ固定資産評価額を事前提供して
おります。

上記に伴い、別紙のとおり、証明発行に関して取扱いを変更することとなりました。
つきましては、大変恐縮ではございますが、関係者様への周知についてご協力のほど
よろしくお願い申し上げます。

※窓口や本市ホームページでも別添のとおり周知予定です。

問い合わせ先

<証明発行について>

市民税課 法人・税務証明グループ 担当 國吉・粟森・東恩納
TEL 098-862-9903 FAX 098-862-4258

<システム標準化について>

資産税課 管理グループ 担当 仲間・謝敷・上里
TEL 098-862-5320 FAX 098-861-1297